

別記

第1号様式(第3条関係)

(その1) 価額割用

受付印 核燃料税申告書 修正申告					
年 月 日		※ 処理 事項	発 信 年 月 日		精 査 検 算
鹿児島県 長 殿			通 信 日 付 印	確 認 印	
原子炉設置者の所在地					
原子炉設置者の名称及 び代表者の氏名					
この申告の担当課名及 び担当者の氏名		課 名		氏 名 電話番号	
区 分	課 税 標 準 額 ①	税 率 ②	税 額 ①×②		
申 告 (修 正 申 告) 額 ③	千 円	$\frac{8.5}{100}$	円		
修正申告である場合にあって は、既に納付の確定した額 ④		$\frac{8.5}{100}$			
納 付 す べ き 額 ③－④					
納 付 年 月 日	年 月 日				
備考					

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数は切り捨てて、1,000円単位で記入してください。

3 この申告書には、付表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。

付表

課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書					
原子炉名					
核燃料の挿入年月日 年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)					
課 税 対 象 核 燃 料 (新 規 挿 入 分)				課税対象 となら ない核燃料	核燃料の 合計体数 ①+④
核燃料の体数 (単価別区分) ①	核 燃 料 の 単 価 ②	核燃料の重量 合計 ③	取 得 価 額 (課税標準額) ①×②	再挿入分 の体数 ④	
体	円／体	gu	円	体	体
合 計					

注1 この明細書は、原子炉ごとに記載してください。

2 「新規挿入分」とは、初めて原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。

3 「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び原子炉に挿入されたもの及び条例の施行の日前に原子炉に挿入された核燃料で同日以後に原子炉に挿入されたものをいいます。